

鎮西地区まちづくり協議会規約

[名称及び事務所]

第1条、本会の名称は、「鎮西地区まちづくり協議会」（以下「協議会」という。）と称し、事務所は鎮西交流センター内に置く。

[目的]

第2条、協議会の目的は、鎮西地区住民一人ひとりの人権が守られ、豊かで安全に暮らしていける地域にするための「まちづくり計画」を策定し、実践することを目的とする。

[事業及び活動]

第3条、協議会は、前条の目的を達成するために、次の施策を推進する。

- (1) 人権啓発活動及び男女共同参画の視点にたち課題解決の推進。
- (2) 青少年の健全な育成活動の推進。
- (3) 健康増進を図るため体育活動の推進。
- (4) 教育、文化活動の推進。
- (5) 福祉活動の推進。
- (6) 環境、美化活動の推進。
- (7) 防犯、防災活動の推進。
- (8) その他本会の目的達成に関するもの。

[組織]

第4条、協議会は、次の各種団体をもって構成する。

- (1) 鎮西地区自治長会
- (2) 鎮西地区自治公民館連絡協議会
- (3) 鎮西地区子ども会指導者連絡協議会
- (4) 鎮西地区青少年健全育成会
- (5) 鎮西地区体育振興会
- (6) 鎮西地区社会福祉協議会
- (7) 鎮西校区老人クラブ連合会
- (8) 鎮西青年会
- (9) 鎮西親父の会
- (10) 飯塚市消防団飯塚方面隊第8分団
- (11) 交通安全協会鎮西支部
- (12) 鎇西地区民生委員・児童委員協議会
- (13) 鎇西地区福祉ネットワーク委員会
- (14) 鎇西地区熟年者マナビ塾
- (15) 鎇西交流センターサークル会
- (16) 鎇西地区小中学校P T A連合会
- (17) 鎇西地区防災部
- (18) 安鎮プロジェクト

2、新規団体より加入の申出があった場合は、理事会で決定する。

[機関]

第5条、協議会に次の機関を置く。

総会、理事会、役員会、部会

[総会]

- 第6条、総会は、協議会の最高決議機関であって、役員、事務局、理事及び代議員をもって構成する。
- 2、総会は、定期総会及び臨時総会とする。
 - 3、定期総会は、毎年1回開催し、会長が議長となる。
 - 4、臨時総会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。
 - 5、総会は、構成員の3分の2以上（委任者含む）の出席により成立し、議事については出席者の過半数の承認をもって可決する。賛否同数の場合は会長が決定する。
 - 6、総会は、予算、決算、規約の改正、「まちづくり計画」等を審議決定する。
 - 7、代議員は、各自治会長（役員及び理事を除く）、第4条のそれぞれの各種団体（(1)(2)を除く）から推薦された各2名及び役員会で承認された有識者若干名とする。

[理事会]

- 第7条、理事会は、総会に次ぐ決議機関で、役員、事務局及び理事をもって構成する。
- 2、理事会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。
 - 3、理事会は、予算、決算、規約の改正、「まちづくり計画」等の原案を策定する。
 - 4、理事は、鎮西地区自治会長会から推薦された3名、第4条のその他の構成団体から推薦された各1名と、役員会で承認された有識者若干名とする。
 - 5、会長は、必要があると認めるとき、前項以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

[役員等]

- 第8条、協議会に次の役員、事務局および監事を置く。
- (1)役員 会長1名、副会長若干名
 - (2)事務局 事務局長1名、事務局次長1名、会計1名
 - (3)監事（監査）2名

[役員会]

- 第9条、役員会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。
- 2、役員会は総会、理事会に提案する事案作成等の作業を行う。
 - 3、役員会は、第8条に規定する役員及び事務局をもって構成する。
 - 4、会長は、必要があると認めるとき、前項以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

[役員等の選出]

- 第10条、会長は、理事の中から理事会において選考決定し、総会の承認を得る。
- 2、副会長は、第13条第2項に定める部会長をもって充て、総会の承認を得る。
 - 3、事務局長は、第4条の構成団体に属するものの中から理事会において選考決定し、総会の承認を得る。
 - 4、事務局次長及び会計は理事会において選考決定し、会長が任命する。
 - 5、監事は、理事会において選考決定し、総会の承認を得る。

[役員および監事の任務]

- 第11条、役員および監事の任務は、次のとおりとする。
- (1)会長……………協議会を代表して、会務を統括する。
 - (2)副会長……………会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときはその職務を代理する。
 - (3)事務局長……………協議会の事務を統括し、円滑な会の運営に努める。
 - (4)事務局次長……………事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、または欠けたときはその職務を代理する。
 - (5)会計……………協議会の予算に基づき会計事務を行う。
 - (6)監事（監査）……………協議会の会計および運営の監査を行う。

第 12 条、役員および監事の任期は 2 年とする。ただし、補欠の役員および監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2、役員および監事は、再任を妨げない。

[部 会]

第 13 条、部会は次のとおりとし、各所管に関わる事項を協議及び実践する。

(1) 総務部会

(2) 福祉部会

(3) 文化体育部会

(4) 学校教育部会

(5) 社会教育部会

2、部会に部会長を置き、部会に属する部会員の互選によりこれを定める。

3、部会長は、部会を代表し会務を統括する。

4、鎮西地区内学校跡地の利活用を推進するため、作業部会を置く。

(1) 作業部会員は、第 2 項に定める部会長、鎮西地区自治会長会選出の 3 名及び役員会で承認された有識者若干名とする。

(2) 作業部会に部会長を置き、作業部会に属する部会員の互選によりこれを定める。

[経 費]

第 14 条、協議会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

[会計年度]

第 15 条、協議会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2、協議会の出納は、翌年 4 月 30 日をもって閉鎖する。

[情報の公開]

第 16 条、協議会の運営および事業に関する情報は、構成団体に対して積極的に公開するものとする。

[弔慰金及び見舞金]

第 17 条、協議会は、役員、理事、事務局及び監事（以下「役員等」という。）並びに役員等の配偶者及び同居の父母が死亡の場合、次の弔慰金を送る。

(1) 役員等 10,000 円

(2) 配偶者及び同居の父母 5,000 円

2、協議会は、役員等が病気等により 15 日以上入院したときは、見舞金として 5,000 円を送る。

[補 足]

第 18 条、この規約に定めるもののほか必要とみなされる事項が発生した場合は、理事会で審議し決定する。

[附 則]

この規約は、平成 25 年 1 月 28 日から施行する。

この規約は、平成 26 年 8 月 26 日から施行する。

この規約は、平成 27 年 6 月 27 日から施行する。

この規約は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 5 月 25 日から施行する。

この規約は、令和元年 5 月 24 日から施行する。

この規約は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。

この規約は、令和 3 年 5 月 28 日から施行する。

この規約は、令和 4 年 5 月 27 日から施行する。

この規約は、令和 6 年 5 月 23 日から施行する。

この規約は、令和 7 年 5 月 22 日から施行する。